

主な二国間協議及び現地調査(平成17年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
中国産未成熟えんどう (残留農薬)	平成11年4月から協議開始。平成18年1月、検査命令免除のため、優良企業の現地調査を実施。平成22年4月、これまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。	平成18年1月
中国産養殖鰻 (動物用医薬品)	平成14年4月から協議開始。協議継続中。	-
中国産冷凍ほうれんそう (クロルピリホス)	平成14年7月から協議開始。平成16年6月、一部の企業のみ輸入自粛解除。平成17年8月、輸入自粛解除対象企業を追加。協議継続中。	平成17年4月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラム(全頭からの特定危険部位(SRM)の除去、20ヶ月齢以下の牛由来等)の遵守を輸出条件として合意し、特定施設からの輸出を再開。協議継続中。	平成17年5月 平成17年12月 平成18年3月
台湾産養殖鰻 (動物用医薬品)	平成15年11月から協議開始。対応要請中。	平成18年3月
ブラジル産コーヒー豆 (ジクロルボス)	平成15年5月から協議開始。平成17年11月、ブラジル政府が認める検査機関の輸出前検査証明書をもって検査命令の対象から除外。平成22年1月、ブラジル政府からの残留農薬管理対策についての報告及びこれまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。	-
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として合意し、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、輸入時検査において、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止。協議継続中。	平成17年5月 平成17年12月
中国産ハトムギ (アフラトキシン)	平成16年8月から包括的輸入禁止規定の検討対象品目として協議を開始。対応要請中。	-
タイ産マンゴー (プロピコナゾール)	平成17年2月から協議開始。平成18年2月、タイ政府が認める登録優良輸出企業については検査命令の対象から除外。	-
タイ産バジルシード (アフラトキシン)	平成17年8月から協議開始。包括的輸入禁止規定の検討対象品目として現地の衛生状況の調査を実施。平成17年3月、タイ政府は、衛生対策が講じられた登録優良輸出企業に限り輸出を認める措置を講じた。平成22年4月、これまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。	平成17年12月
米国産とうもろこし (アフラトキシン)	平成17年12月から協議開始。対応要請中。	-
ニュージーランド産グリーンアスパラガス (ジクロルボス)	平成18年1月から協議開始。平成18年9月、ニュージーランド政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、検査命令を解除。	-
韓国産パブリカ (クロルピリホス)	平成18年2月から協議開始。平成18年6月、韓国政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、韓国政府により管理された登録業者の検査命令を解除。	-